#### MUFG Bank(China)実務・制度ニュースレター

2020年8月4日 第250期

# 国務院 『中小企業への代金支払保障条例』を公布

2020年7月15日、国務院は『中小企業への代金支払保障条例』(令第728号、以下『本条例』という)を公布し、公的機関、公的事業法人及び大企業は中小企業に不合理な支払期限、方式、条件及び契約違反責任等の取引条件を受け入れさせてはならず、中小企業の商品、工事、サービスの代金に関する契約に違反して滞納してはならないとしました。『本条例』は2020年9月1日より施行されます。

#### 【 ポイント 】

- > 中小企業への代金滞納問題を解決するための政策根拠となる。
- ▶ 大企業は強制的に中小企業に商業手形等の現金ではない支払方式を強要してはならない。
- > 大企業は遅延して未払いの中小企業向け代金に係る情報を年度報告に記載し、社会に公示する。

#### 1. 政策の背景

公的機関、公的事業法人及び大企業による中小企業への代金支払の滞納問題は長期に亘って存在しています。当該問題を改善するため、2017年9月1日に改定された『中小企業促進法』では、「第53条公的機関、公的事業法人及び大企業は契約に違反して中小企業の商品、工事、サービスの代金を滞納してはならない」という条文を追加しました。これを踏まえ、『本条例』は、主に契約作成、資金保障、支払行為の規範化及び信用監督、行政保障等の面において明確に規定しました。

# 2. 本規定の主要内容

#### 1) 中小企業の定義及び分類

『本条例』がいう「中小企業」とは、中華人民共和国域内で法に基づき設立され、国務院が承認した中小企業区分基準に基づき確定した中型企業、小型企業及び微型企業を指します。中小企業は、基本的に国家統計局が公布した『統計上の大中小微企業の分類弁法(2017)』を参照し、企業の「売上」、「従業員数」、「総資産」等の指標に基づき分類されます。大型、中型、小型企業に分類するには、関連指標を同時に満足する必要があり、同時に満足できない場合、分類が一段下げられます。微型企業は、関連指標のいずれかを充足すれば分類されます。

【図表 1】大中小微企業の分類						
業界	指標	単位	大型	中型	小型	微型
農・林・牧・漁業	売上(Y)	万元	Y≥20000	500≤Y<20000	50≤Y<500	Y < 50
工業	従業員数(X)	人	X≥1000	300≤X<1000	20\le X < 300	X<20
	売上(Y)	万元	Y≥40000	2000≤Y<40000	300≤Y<2000	Y < 300
建築業	売上(Y)	万元	Y≥80000	6000≤Y<80000	$300 \le Y < 6000$	Y < 300
	総資産(Z)	万元	Z≥80000	5000\leq Z \le 80000	300≤Z<5000	Z<300
卸売業	従業員数(X)	人	X≥200	20≤X<200	5≤X<20	X<5
	売上(Y)	万元	Y≥40000	5000≤Y<40000	1000≤Y < 5000	Y<1000



# MUFG Bank(China)実務・制度ニュースレター

2020年8月4日 第250期

小売業	従業員数(X)	人	X≥300	50≤X<300	10≤X<50	X<10
/1.7L <del>X</del>	売上(Y)	万元	Y≥20000	500≤Y<20000	$100 \le Y < 500$	Y<100
交通	従業員数(X)	人	X≥1000	300≤X<1000	$20 \le X < 300$	X<20
運輸業	売上(Y)	万元	Y≥30000	$3000 \le Y < 30000$	$200 \le Y < 3000$	Y < 200
倉庫業	従業員数(X)	人	X≥200	100≤X < 200	20≤X<100	X<20
	売上(Y)	万元	Y≥30000	1000≤Y < 30000	100≤Y<1000	Y<100
<b>乖// ェ/レッサン</b>	従業員数(X)	人	X≥1000	300≤X<1000	$20 \le X < 300$	X<20
郵政業	売上(Y)	万元	Y≥30000	2000≤Y < 30000	100≤Y<2000	Y<100
7± 1/1 <del>1/2</del>	従業員数(X)	人	X≥300	$100 \le X < 300$	10≤X<100	X<10
宿泊業	売上(Y)	万元	Y≥10000	2000≤Y<10000	$100 \le Y < 2000$	Y<100
飲食業	従業員数(X)	人	X≥300	$100 \le X < 300$	10≤X<100	X<10
	売上(Y)	万元	Y≥10000	2000≤Y<10000	$100 \le Y < 2000$	Y < 100
情報	従業員数(X)	人	X≥2000	100≤X<2000	10≤X<100	X<10
通信業	売上(Y)	万元	Y≥100000	1000≤Y<100000	100≤Y<1000	Y<100
ソフトウェア	従業員数(X)	人	X≥300	100≤X < 300	10≤X<100	X<10
及び情報技術 サービス業	売上(Y)	万元	Y≥10000	1000≤Y<10000	50≤Y<1000	Y < 50
不動産開発経営業	売上(Y)	万元	Y≥200000	1000≤Y < 200000	100≤Y<1000	Y<100
	総資産(Z)	万元	Z≥10000	5000\le Z < 10000	2000\leq Z < 5000	Z<2000
物業管理業	従業員数(X)	人	X≥1000	300≤X<1000	$100 \le X < 300$	X<100
	売上(Y)	万元	Y≥5000	$1000 \le Y < 5000$	500≤Y<1000	Y < 500
リース及び 商業サービ ス業	従業員数(X)	人	X≥300	100≤X < 300	10≤X<100	X<10
	総資産(Z)	万元	Z≥120000	8000≤Z<120000	100≤Z<8000	Z<100
その他	従業員数(X)	人	X≥300	100≤X < 300	10≤X<100	X<10

中小企業、大企業は、**契約書締結時点における企業規模に基づき確定**されます。中小企業は、公的機関、公的事業法人、大企業と**契約書を締結する際に、中小企業に属することを積極的に告知**しなければなりません。

自社分類が不明な企業に対し、国務院の関連部門は企業規模類型を確認するためのプラットホームを構築し、中小企業の規模類型のセルフチェックサービスを提供します。中小企業の規模類型認定に対して異議がある場合、中小企業と主張する側の所在地の県レベル以上の地方人民政府における中小企業促進業務の総合管理担当部門に認定を申請することができます。

#### 2) 契約作成、資金保障、支払行為の規範化

『本条例』は、契約作成、資金保障、支払行為の規範化について、公的機関、公的事業法人及び 大企業に以下のように要求しました。

【図表 2】契約作成、資	f金保障、支払行為の規範化		
財政資金での仕入は	✔ 公的機関、公的事業法人が財政資金を使用して、中小企業から商品、工事、サー		
予算内に	ビスの提供を受ける場合、厳格に承認された予算に基づき執行し、予算のない、		
丁分りに	または予算を超えた調達は実施不可		
政府投資プロジェクト	✔ 政府投資プロジェクトに必要な資金は、国の関連規定に基づき確保しなければな		
は立替建設禁止	らず、工事をする側による立替建設不可		
代金支払期限の設定	公的機関、公的事業法人 ✓ 商品、工事、サービスを提供後30日以内に支払		
1(並入知朔限の放足	✓ 契約書に別途約定のある場合、支払期間は最長60日まで		



度し、代金を選帯なく支払  契約の約定が履行進捗に基づく支払、定期支払等の支払力式を採用する場合  財は双方が支払金額を確定した日から計算  ◇ 公的機関、公的事業法人及び大企業は、中小企業が商品、工事、サービス  検査もしくは検収を経て合格である旨を中小企業への代金支払条件とす。 た場合、支払期限は検査もしくは検収で合格した日から計算  ◇ 契約者双方は、契約書において明確で合理的な検査もしくは検収を期限を当該期限以内に検査もしくは検収を遅ごしなければならない。公的機関、業法人及び大企業は検査もしくは検収を遅延させる場合、支払期限は約1  査もしくは検収の期限が満了した日から計算  ◇ 公的機関、公的事業法人及び大企業は商業手形等の現金ではない支払方して中小企業に商業手形等の現金ではない支払方式を受け入れさせてはな業手形等の現金ではない支払方式を受け入れさせてはな業手形等の現金ではない支払方式を受け入れさせてはな業手形等の現金ではない支払方式を利用して影を変えて支払期限を延長らない  不合理な決済条件 の設定不可  本の機関、公的事業法人及び国有大企業は強制して監査機関の監査結果、根拠とする要求をしてはならない。ただ、契約書に別途約定されている、は法律、行政法規に別途規定のある場合を除く  ※に基づき設定された入私保証金、履行保証金、工事品質保証金、農村(機)の名の計算に企業的と、人のが機関、公的事業法人及び大企業は保証金を現金に限定してはならない。公的機関、公的事業法人及び大企業は保証金を現金に限定してはならな企業は金融機構の保証を提供する場合、公的機関、公的事業法人及び大企業はほ的代表者もしくは主要責任者の。  お法方でしての履行、もしくは契約書の約定に基づき、保証期限が選挙なく中小企業から徴収した保証金に対して確認及び特算を行うの機関、公の事業法人及び大企業は法的代表者もしくは主要責任者の。  お決済プロセスの履行、もしくは契約書に約定のなり特算を行うの、お決済プロセスの履行、もしくは契約書に約定の対策において竣工が設定されて対して確認及び特算を行るの、お決済プロセスの履行、もしくは契約書の約定に基づき、保証期限が対策によりに変してはならない、との機関、公の事業法人及び大企業は、中小企業への代金支払を遅延す、遅延の利息を支払わなければならない	合理的に約						
<ul> <li>✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業は、中小企業が商品、工事、サービス検査もしくは検収を経て合格である旨を中小企業への代金支払条件とすた場合、支払期限は検査もしくは検収で合格した日から計算</li> <li>✓ 契約者双方は、契約書において明確で合理的な検査もしくは検収期限を指数期限以内に検査もしくは検収を遅延させる場合、支払期限は約2 査もしくは検収の期限が満了した日から計算</li> <li>✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業は商業手形等の現金ではない支払方式を受け入れさせてはない事業との要素に商業手形等の現金ではない支払方式を受け入れさせてはな業手形等の現金ではない支払方式を受け入れさせてはな業手形等の現金ではない支払方式を受け入れさせてはな業手形等の現金ではない支払方式を受け入れさせてはな業手形等の現金ではない支払方式を受け入れさせてはな業手形等の現金ではない支払方式を受け入れさせてはな業手形等の現金ではない支払方式を受け入れさせてはな業手形等の現金ではない支払方式を利用して船を変えて支払期限を延長らない</li> <li>✓ 公的機関、公的事業法人及び国有大企業は強制して監査機関の監査結果、根拠とする要求をしてはならない。ただ、契約書に別途約定されている、は法律、行政法規に別途規定のある場合を除く</li> <li>✓ 法に基づき設定された入れ保証金、履行保証金、工事品質保証金、農村付働者の給料保証金を除き、工事建設においてその他の保証金を徴収してな保証金の徴収上率は、国の関連規定に準拠</li> <li>✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業は保証金を現金に限定してはならな企業は金融機構の保証を提供する場合、公的機関、公的事業法人及び大企業は定的代表者もしくは主要責任者の認決済ではならない。</li> <li>✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業は注的代表者もしくは主要責任者の認決済ですセキー企業のもして、は契約書に約定のない状況において竣工・設決算配する場合、公的機関、公的事業法人及び大企業は法的代表者もしくは、定はならない</li> <li>▼ 中小企業が権利確定を請求する日から30日以内に債権債務の関係を中小企業の融資をサポート</li> <li>✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業は、中小企業への代金支払を遅延す・</li> </ul>	 合、支払期						
検査もしくは検収を経て合格である旨を中小企業への代金支払条件とす。た場合、支払期限は検査もしくは検収で合格した日から計算  ✓ 契約者双方は、契約書において明確で合理的な検査もしくは検収期限を当該期限以内に検査もしくは検収を遅延させる場合、支払期限は約2 査もしくは検収の期限が満了した日から計算  ✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業は商業手形等の現金ではない支払方にと中小企業に商業手形等の現金ではない支払方式を受力人れさせてはな業手形等の現金ではない支払方式を受力人れさせてはな業手形等の現金ではない支払方式を受力人れさせてはな業手形等の現金ではない支払方式を受力人れさせてはな業手形等の現金ではない支払方式を受力人れさせてはな業事形等の現金ではない支払方式を受力といっただ。契約書に別途約定されている、は法律、行政法規に別途規定のある場合を除く  ✓ 公的機関、公的事業法人及び国有大企業は強制して監査機関の監査結果、根拠とする要求をしてはならない。ただ、契約書に別途約定されている、は法律、行政法規に別途規定のある場合を除く  ✓ 法に基づき設定された入れ保証金、履行保証金、工事品質保証金、農村は働者の給料保証金を除き、工事建設においてその他の保証金を徴収してな保証金の徴収比率は、国の関連規定に準拠  ✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業は保証金を現金に限定してはならな企業は金融機構の保証を提供する場合、公的機関、公的事業法人及び大企業は保証金を現金に限定してはならな企業は金融機構の保証を提供する場合、公的機関、公的事業法人及び大企業はは的代表者もしくは主要責任者の認決済ではならない。  ✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業はは的代表者もしくは主要責任者の認決済でするといまの履行、もしくは契約書に約定のない状況において竣工・電いまが権利をしてはならない。  本述中小企業が権利権定を指求する日から30日以内に債権債務の関係を中小企業の融資をサポート  ✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業は、中小企業への代金支払を遅延す。	限は双方が支払金額を確定した日から計算						
<ul> <li>✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業は商業手形等の現金ではない支払方式をして中小企業に代金を支払う場合、契約書が明確で合理的な約定を行いに中小企業に商業手形等の現金ではない支払方式を受け入れさせてはないまた。</li> <li>★ 手形等の現金ではない支払方式を利用して形を変えて支払期限を延長らない</li> <li>✓ 公的機関、公的事業法人及び国有大企業は強制して監査機関の監査結果・根拠とする要求をしてはならない。ただ、契約書に別途約定されている、は法律、行政法規に別途規定のある場合を除く</li> <li>✓ 法に基づき設定された入札保証金、履行保証金、工事品質保証金、農村に働者の給料保証金を除き、工事建設においてその他の保証金を徴収してな保証金の徴収比率は、国の関連規定に準拠</li> <li>✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業は保証金を現金に限定してはならない企業は金融機構の保証を提供する場合、公的機関、公的事業法人及び大企業は契約書の約定に基づき、保証期限が遅端なく中小企業から徴収した保証金に対して確認及び特算を行うけ入れなければならない</li> <li>✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業は契約書の約定に基づき、保証期限が遅滞なく中小企業から徴収した保証金に対して確認及び特算を行うない機関、公的事業法人及び大企業は法的代表者もしくは主要責任者の部決済プロセスの履行、もしくは契約書に約定のない状況において竣工を認定がよります。</li> <li>★ 公的機関、公的事業法人及び大企業は法的代表者もしくは主要責任者の部決済プロセスの履行、もしくは契約書に約定のない状況において竣工を表別でよります。</li> <li>★ 公的機関、公的事業法人及び大企業は、中小企業への代金支払を拒絶もしくは、定はならない</li> <li>✓ 中小企業に売掛金を担保として融資する場合、公的機関、公的事業法人業は中小企業の融資をサポート</li> <li>✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業は、中小企業への代金支払を遅延する</li> </ul>	か定し、治のでは、						
業手形等の現金ではない支払方式を利用して形を変えて支払期限を延長らない  べの機関、公的事業法人及び国有大企業は強制して監査機関の監査結果・ 根拠とする要求をしてはならない。ただ、契約書に別途約定されている、 は法律、行政法規に別途規定のある場合を除く  ど 法に基づき設定された入札保証金、履行保証金、工事品質保証金、農村に 働者の給料保証金を除き、工事建設においてその他の保証金を徴収してな 保証金の徴収比率は、国の関連規定に準拠  公的機関、公的事業法人及び大企業は保証金を現金に限定してはならない 企業は金融機構の保証を提供する場合、公的機関、公的事業法人及び大・ け入れなければならない  公的機関、公的事業法人及び大企業は契約書の約定に基づき、保証期限が 遅滞なく中小企業から徴収した保証金に対して確認及び精算を行う  べ 公的機関、公的事業法人及び大企業は対の代表者もしくは主要責任者の 部決済プロセスの履行、もしくは契約書に約定のない状況において竣工が 認、決算監査待ち等を理由とし、中小企業への代金支払を拒絶もしくは てはならない  ・ 中小企業は売掛金を担保として融資する場合、公的機関、公的事業法人  (							
<ul> <li>不合理な決済条件の設定不可</li> <li>根拠とする要求をしてはならない。ただ、契約書に別途約定されている、は法律、行政法規に別途規定のある場合を除く</li> <li>✓ 法に基づき設定された入札保証金、履行保証金、工事品質保証金、農村に働者の給料保証金を除き、工事建設においてその他の保証金を徴収してな保証金の徴収比率は、国の関連規定に準拠         <ul> <li>公的機関、公的事業法人及び大企業は保証金を現金に限定してはならない企業は金融機構の保証を提供する場合、公的機関、公的事業法人及び大企業は契約書の約定に基づき、保証期限が遅滞なく中小企業から徴収した保証金に対して確認及び精算を行う</li> <li>✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業は契約書の約定に基づき、保証期限が遅滞なく中小企業から徴収した保証金に対して確認及び精算を行う</li> <li>✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業は法的代表者もしくは主要責任者の部決済プロセスの履行、もしくは契約書に約定のない状況において竣工利認、決算監査待ち等を理由とし、中小企業への代金支払を拒絶もしくはてはならない</li> <li>✓ 中小企業は売掛金を担保として融資する場合、公的機関、公的事業法人及業は中小企業の融資をサポート</li> <li>✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業は、中小企業への代金支払を遅延するの融資をサポート</li> <li>✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業は、中小企業への代金支払を遅延する</li> </ul> </li> </ul>							
<ul> <li>働者の給料保証金を除き、工事建設においてその他の保証金を徴収してた保証金の徴収比率は、国の関連規定に準拠</li> <li>✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業は保証金を現金に限定してはならない企業は金融機構の保証を提供する場合、公的機関、公的事業法人及び大会では、公的機関、公的事業法人及び大会業は契約書の約定に基づき、保証期限が遅滞なく中小企業から徴収した保証金に対して確認及び精算を行う</li> <li>✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業は法的代表者もしくは主要責任者の認識決済プロセスの履行、もしくは契約書に約定のない状況において竣工権認、決算監査待ち等を理由とし、中小企業への代金支払を拒絶もしくは、てはならない</li> <li>✓ 中小企業は売掛金を担保として融資する場合、公的機関、公的事業法人業は中小企業が権利確定を請求する日から30日以内に債権債務の関係を中小企業の融資をサポート</li> <li>✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業は、中小企業への代金支払を遅延するの機関、公的事業法人及び大企業は、中小企業への代金支払を遅延するの機関、公的機関、公的事業法人及び大企業は、中小企業への代金支払を遅延するの機関、公の場関、公の事業法人及び大企業は、中小企業への代金支払を遅延するの</li> </ul>							
<ul> <li>✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業は契約書の約定に基づき、保証期限が遅滞なく中小企業から徴収した保証金に対して確認及び精算を行う</li> <li>✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業は法的代表者もしくは主要責任者の認識がプロセスの履行、もしくは契約書に約定のない状況において竣工権認、決算監査待ち等を理由とし、中小企業への代金支払を拒絶もしくはてはならない</li> <li>✓ 中小企業は売掛金を担保として融資する場合、公的機関、公的事業法人業は中小企業が権利確定を請求する日から30日以内に債権債務の関係を中小企業の融資をサポート</li> <li>✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業は、中小企業への代金支払を遅延する</li> </ul>	ならない。						
<ul> <li>言い訳付けの 滞納禁止 部決済プロセスの履行、もしくは契約書に約定のない状況において竣工材 認、決算監査待ち等を理由とし、中小企業への代金支払を拒絶もしくは ではならない</li> <li>✓ 中小企業は売掛金を担保として融資する場合、公的機関、公的事業法人 業は中小企業が権利確定を請求する日から 30 日以内に債権債務の関係を 中小企業の融資をサポート</li> <li>✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業は、中小企業への代金支払を遅延する</li> </ul>	とが満了後、						
<ul><li>債権確定の支持</li><li>業は中小企業が権利確定を請求する日から30日以内に債権債務の関係を中小企業の融資をサポート</li><li>✓ 公的機関、公的事業法人及び大企業は、中小企業への代金支払を遅延する</li></ul>	<b>上検収の承</b>						
<b>遅延金利の支持</b> ✓ 双方による遅延利息の約定がある場合、 <b>約定利息は、契約締結時に期間</b> 1 · ン市場金利を下回ってはならない。約定のない場合、毎日 0.05%で遅延 払う	1年のロー						

# 3) 代金滯納に対する監督・保障・処罰

『条例』は、公的機関、公的事業法人及び大企業の代金滞納問題に対し、情報開示、苦情、信用 失墜等の監督・保障・処罰の措置を明確化しました。



【図表3】代金滞納に対	する監督・保障	· 処罰			
滞納情報の開示	公的機関、 公的事業法人	毎年3月31日以前に前年度の中小企業に対する遅延して未払いの代金に係る契約数、金額等の情報をウェブサイト、新聞・雑誌等の公衆が認知しやすい形で公開			
	大企業	遅延して未払いの中小企業向け代金に係る <b>契約数、金額等の情報を年</b> 度報告に組入れ、企業情報公示システムを通じて社会に公示			
++		「上の人民政府における中小企業促進業務総合管理の担当部門は利便性			
苦情受理	の高くスムーズなチャネルを構築し、公的機関、公的事業法人及び大企業による 中小企業向け <b>代金支払の拒絶もしくは遅延に関する苦情を受理</b>				
		公的事業法人及び大企業は、中小企業向け代金の遅滞なく支払の義務			
信用失墜による懲戒	を履行せず、状況が芳しくない場合、苦情受理部門は法律規定に基づきその信用 失墜情報を全国信用情報共有プラットホームに提供し、関連する企業情報につい て企業信用情報公示システムを通じて社会に公示し、法に基づき信用失墜による				
	懲戒処分を実施				
経費の制限	<ul><li>✓ 中小企業向け代金の支払を拒絶もしくは遅延した公的機関、公的事業法人に対し、 公務消費、オフィス用ビル、経費管理等の面で必要な制限措置を講じる</li></ul>				
	監査機関	法に基づき、公的機関、公的事業法人及び大企業による中小企業向け 代金の支払状況に対して監査監督を実施			
監督評価	省レベル以上 監査制度と監督査定制度を構築し、遅滞なく中小企業向け代金支の人民政府 対して監督検査を行う				
	国	法に基づき中小企業の発展環境評価及び経営環境評価を実施する場合、 中小企業向け代金の遅滞ない支払の業務状況を評価の内容を盛り込む			
法律サービス	✓ 国は 公的機関 公的事業法人及び大企業との支払紛争が存在する中				
仏伊りてしろ	し、法律サービス機構が法律サービスを提供することを奨励				
世論監督	✓ ニュースメディアは、中小企業向け代金の遅滞ない支払の関連法律法規政策に対する公益宣伝を展開し、法に基づき公的機関、公的事業法人及び大企業が中小企業向け代金支払を拒絶するもしくは遅延する行為に対する世論監督を強化				
	公的機関、公的事業法人	<ul><li>✓ 本条例に違反した場合、その上級機関、主管部門より改正を命令</li><li>✓ 改正を拒絶する場合、担当の主管人員及びその他の直接責任者に対して法に基づき処分</li></ul>			
責任者処分	大企業	<ul><li>✓ 本条例に違反し、規定に基づく企業年度報告において中小企業向け代金支払の遅延情報を公開していない、もしくは真実の情報を隠ぺいする、欺瞞の行為を働く場合、市場監督管理部門より法に基づき処理</li></ul>			

#### 3. 企業への影響

『本条例』は、中国政府が中小企業向け代金支払の遅延問題を注視していることを表しています。中小企業としては、今後資金繰りの改善が予想されますが、『本条例』の内容に基づいて大企業等の取引相手と積極的にコミュニケーションを取り、取引条件を改善することを推奨します。また、中小企業は現地の苦情、法律による権利維持等の救済措置を把握する必要もあります。大企業としては、もし取引相手に比較的中小企業が多い場合、『本条例』の内容に基づき対策を理解することを推奨します。例えば、中小企業と機動的な決済方式を検討し、その調整によって生まれる新規資金需要を評価し、事前に融資計画を立てる等が挙げられます。

引続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させて頂きます。

MUFG

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

#### 中国語原文

中华人民共和国国务院 令第 728 号

保障中小企业款项支付条例

第一条 为了促进机关、事业单位和大型企业及 时支付中小企业款项,维护中小企业合法权益, 优化营商环境,根据《中华人民共和国中小企业 促进法》等法律,制定本条例。

第二条 机关、事业单位和大型企业采购货物、 工程、服务支付中小企业款项,应当遵守本条例。

第三条 本条例所称中小企业,是指在中华人民 共和国境内依法设立,依据国务院批准的中小企 业划分标准确定的中型企业、小型企业和微型企 业;所称大型企业,是指中小企业以外的企业。

中小企业、大型企业依合同订立时的企业规模类型确定。中小企业与机关、事业单位、大型企业订立合同时,应当主动告知其属于中小企业。

第四条 国务院负责中小企业促进工作综合管理的部门对机关、事业单位和大型企业及时支付中小企业款项工作进行宏观指导、综合协调、监督检查;国务院有关部门在各自职责范围内,负责相关管理工作。

县级以上地方人民政府负责本行政区域内机关、 事业单位和大型企业及时支付中小企业款项的 管理工作。

第五条 有关行业协会商会应当按照法律法规 和组织章程,完善行业自律,禁止本行业大型企 业利用优势地位拒绝或者迟延支付中小企业款 项,规范引导其履行及时支付中小企业款项义

#### 日本語参考訳

中華人民共和国国務院 令第728号

中小企業への代金支払保障条例

第1条 公的機関、公的事業法人及び大企業の中小企業への代金支払を促進、中小企業の合法的権益を保護し、経営環境を最適化するため、『中華人民共和国中小企業促進法』等の法律に基づき、本条例を制定する。

第2条 公的機関、公的事業法人及び大企業は、中 小企業から商品、工事、サービスの提供を受け、代 金を支払う際に、本条例を遵守しなければならない。

第3条 本条例がいう中小企業とは、中華人民共和 国域内で法に基づき設立され、国務院が承認した中 小企業区分基準に基づき確定した中型企業、小型企 業及び微型企業を指す。大企業とは、中小企業以外 の企業を指す。

中小企業、大企業は、契約書締結時点における企業 規模に基づき確定する。中小企業は、公的機関、公 的事業法人、大企業と契約書を締結する際に、中小 企業に属することを積極的に告知しなければならな い。

第4条 国務院における中小企業促進業務総合管理 の担当部門は、公的機関、公的事業法人及び大企業 による遅滞ない中小企業への代金支払のビジネスに 関して、全体的な指導、総合的な協調、監督検査を 行う。国務院関連部門は、各自の職責の範囲内で、 関連管理業務を担当する。

県レベル以上の地方人民政府は、本行政区域内の公的機関、公的事業法人及び大企業による遅滞ない中小企業への代金支払の管理業務を担当する。

第5条 関連業界協会・商会は、法律規定及び組織 定款に基づき、業界自律を最適化し、当該業界にお ける大企業が優越的地位を利用し、中小企業への代 金支払の拒絶もしくは遅延を禁止し、大企業による



务,保护中小企业合法权益。

第六条 机关、事业单位和大型企业不得要求中小企业接受不合理的付款期限、方式、条件和违约责任等交易条件,不得违约拖欠中小企业的货物、工程、服务款项。

中小企业应当依法经营,诚实守信,按照合同约定提供合格的货物、工程和服务。

第七条 机关、事业单位使用财政资金从中小企业采购货物、工程、服务,应当严格按照批准的预算执行,不得无预算、超预算开展采购。

政府投资项目所需资金应当按照国家有关规定确保落实到位,不得由施工单位垫资建设。

第八条 机关、事业单位从中小企业采购货物、 工程、服务,应当自货物、工程、服务交付之日 起 30 日内支付款项,合同另有约定的,付款期 限最长不得超过 60 日。

大型企业从中小企业采购货物、工程、服务,应 当按照行业规范、交易习惯合理约定付款期限并 及时支付款项。

合同约定采取履行进度结算、定期结算等结算方式的,付款期限应当自双方确认结算金额之日起算。

第九条 机关、事业单位和大型企业与中小企业 约定以货物、工程、服务交付后经检验或者验收 合格作为支付中小企业款项条件的,付款期限应 当自检验或者验收合格之日起算。 中小企業への遅滞ない代金支払に係る義務履行の標準化を推進し、中小企業の合法的権益を保護する。

第6条 公的機関、公的事業法人及び大企業は、中 小企業に不合理な支払期限、方式、条件及び契約違 反責任等の取引条件を受け入れさせてはならず、中 小企業の商品、工事、サービスの代金に関する契約 に違反して滞納してはならない。

中小企業は法に基づき経営し、信義則を遵守し、契約に基づき適格な商品、工事及びサービスを提供しなければならない。

第7条 公的機関、公的事業法人が財政資金を使用して、中小企業から商品、工事、サービスの提供を受ける場合、厳格に承認された予算に基づき執行し、予算のない、または予算を超えた調達を実施してならない。

政府投資プロジェクトに必要な資金は、国の関連規 定に基づき確保しなければならず、工事をする側に よる立替建設を行ってはならない。

第8条 公的機関、公的事業法人は、中小企業から商品、工事、サービスの提供を受ける場合、商品、工事、サービスを提供して30日以内に代金を支払わなければならない。契約書に別途約定のある場合、支払期間を最長60日までとする。

大企業は、中小企業から商品、工事、サービスの提供を受ける場合、業界標準、取引習慣等に基づき支払期限を合理的に約定し、代金を遅滞なく支払わなければならない。

契約の約定が履行進捗に基づく支払、定期支払等の 支払方式を採用する場合、支払期限は双方が支払金 額を確定した日から計算しなければならない。

第9条 公的機関、公的事業法人及び大企業は、中小企業が商品、工事、サービス提供後、検査もしくは検収を経て合格である旨を中小企業への代金支払条件とする約定をした場合、支払期限は検査もしくは検収を経て合格した日から計算しなければならない



合同双方应当在合同中约定明确、合理的检验或者验收期限,并在该期限内完成检验或者验收。 机关、事业单位和大型企业拖延检验或者验收的,付款期限自约定的检验或者验收期限届满之日起算。

第十条 机关、事业单位和大型企业使用商业汇票等非现金支付方式支付中小企业款项的,应当在合同中作出明确、合理约定,不得强制中小企业接受商业汇票等非现金支付方式,不得利用商业汇票等非现金支付方式变相延长付款期限。

第十一条 机关、事业单位和国有大型企业不得强制要求以审计机关的审计结果作为结算依据,但合同另有约定或者法律、行政法规另有规定的除外。

第十二条 除依法设立的投标保证金、履约保证金、工程质量保证金、农民工工资保证金外,工程建设中不得收取其他保证金。保证金的收取比例应当符合国家有关规定。

机关、事业单位和大型企业不得将保证金限定为 现金。中小企业以金融机构保函提供保证的,机 关、事业单位和大型企业应当接受。

机关、事业单位和大型企业应当按照合同约定, 在保证期限届满后及时与中小企业对收取的保 证金进行核实和结算。

第十三条 机关、事业单位和大型企业不得以法 定代表人或者主要负责人变更,履行内部付款流 程,或者在合同未作约定的情况下以等待竣工验 收批复、决算审计等为由,拒绝或者迟延支付中 小企业款项。 契約者双方は、契約書において明確で合理的な検査 もしくは検収期限を約定し、当該期限以内に検査も しくは検収を完了しなければならない。公的機関、 公的事業法人及び大企業は検査もしくは検収を遅延 させる場合、支払期限は約定した検査もしくは検収 の期限が満了した日から計算する。

第10条 公的機関、公的事業法人及び大企業は商業 手形等の現金ではない支払方式を使用して中小企業 に代金を支払う場合、契約書において明確で合理的 な約定を行い、強制して中小企業に商業手形等の現 金ではない支払方式を受け入れさせてはならず、商 業手形等の現金ではない支払方式を利用して形を変 えて支払期限を延長してはならない。

第11条 公的機関、公的事業法人及び国有大企業は強制して監査機関の監査結果を支払の根拠とする要求をしてはならない。ただ、契約書に別途約定されている、もしくは法律、行政法規に別途規定のある場合を除く。

第12条 法に基づき設定された入札保証金、履行保証金、工事品質保証金、農村出身の労働者の給料保証金を除き、工事建設においてその他の保証金を徴収してはならない。保証金の徴収比率は、国の関連規定に準拠しなければならない。

公的機関、公的事業法人及び大企業は保証金を現金 に限定してはならない。中小企業は金融機構のギャ ランティーで保証を提供する場合、公的機関、公的 事業法人及び大企業は受け入れなければならない。

公的機関、公的事業法人及び大企業は契約書の約定 に基づき、保証期限が満了後、遅滞なく中小企業か ら徴収した保証金に対して確認及び精算を行わなけ ればならない。

第13条 公的機関、公的事業法人及び大企業は法的 代表者もしくは主要責任者の変更、内部決済プロセ スの履行、もしくは契約書に約定のない状況におい て竣工検収の承認、決算監査待ち等を理由とし、中 小企業への代金支払を拒絶もしくは遅延をしてはな らない。



第十四条 中小企业以应收账款担保融资的,机 关、事业单位和大型企业应当自中小企业提出确 权请求之日起30日内确认债权债务关系,支持 中小企业融资。

第十五条 机关、事业单位和大型企业迟延支付中小企业款项的,应当支付逾期利息。双方对逾期利息的利率有约定的,约定利率不得低于合同订立时1年期贷款市场报价利率;未作约定的,按照每日利率万分之五支付逾期利息。

第十六条 机关、事业单位应当于每年 3 月 31 日前将上一年度逾期尚未支付中小企业款项的 合同数量、金额等信息通过网站、报刊等便于公 众知晓的方式公开。

大型企业应当将逾期尚未支付中小企业款项的 合同数量、金额等信息纳入企业年度报告,通过 企业信用信息公示系统向社会公示。

第十七条 省级以上人民政府负责中小企业促进工作综合管理的部门应当建立便利畅通的渠道,受理对机关、事业单位和大型企业拒绝或者迟延支付中小企业款项的投诉。

受理投诉部门应当按照"属地管理、分级负责,谁主管谁负责"的原则,及时将投诉转交有关部门、地方人民政府处理,有关部门、地方人民政府应当依法及时处理,并将处理结果告知投诉人,同时反馈受理投诉部门。

机关、事业单位和大型企业不履行及时支付中小企业款项义务,情节严重的,受理投诉部门可以依法依规将其失信信息纳入全国信用信息共享平台,并将相关涉企信息通过企业信用信息公示系统向社会公示,依法实施失信惩戒。

第14条 中小企業は売掛金を担保として融資する場合、公的機関、公的事業法人及び大企業は中小企業が権利確定を請求する日から30日以内に債権債務の関係を確認し、中小企業の融資をサポートしなければならない。

第15条 公的機関、公的事業法人及び大企業は、中小企業への代金支払を遅延する場合、遅延の利息を支払わなければならない。双方による遅延利息の約定がある場合、約定利息は、契約締結時の1年ものローンの市場金利を下回ってはならない。約定のない場合、毎日万分の五で遅延利息を支払う。

第16条 公的機関、公的事業法人及び大企業は毎年3月31日以前に前年度の中小企業に対する遅延して未払いの代金に係る契約数、金額等の情報をウェブサイト、新聞・雑誌等の公衆が認知しやすい形で公開しなければならない。

大企業は、遅延して未払いの中小企業向け代金に係る契約数、金額等の情報を年度報告に組入れ、企業情報公示システムを通じて社会に公示しなければならない。

第17条 省レベル以上の人民政府における中小企 業促進業務総合管理の担当部門は利便性の高くス ムーズなチャネルを構築し、公的機関、公的事業法 人及び大企業による中小企業向け代金支払の拒絶も しくは遅延に関する苦情を受理する。

苦情受理部門は、「属地管理、分級担当、主管担当」の原則に基づき、遅滞なく苦情を関連部門、地方人民政府に展開し、関連部門、地方人民政府は法に基づき遅滞なく取扱い、処理結果を苦情者に伝え、同時に苦情受理部門にフィードバックしなければならない。

公的機関、公的事業法人及び大企業は、中小企業向け代金の遅滞なく支払う義務を履行せず、状況が芳しくない場合、苦情受理部門は法律規定に基づきその信用失墜情報を全国信用情報共有プラットホームに提供し、関連する企業情報について企業信用情報公示システムを通じて社会に公示し、法に基づき信用失墜による懲戒処分を実施することができる。



第十八条 被投诉的机关、事业单位和大型企业 及其工作人员不得以任何形式对投诉人进行恐 吓、打击报复。

第十九条 对拒绝或者迟延支付中小企业款项 的机关、事业单位,应当在公务消费、办公用房、 经费安排等方面采取必要的限制措施。

第二十条 审计机关依法对机关、事业单位和国 有大型企业支付中小企业款项情况实施审计监 督。

第二十一条 省级以上人民政府建立督查制度, 对及时支付中小企业款项工作进行监督检查。

第二十二条 国家依法开展中小企业发展环境 评估和营商环境评价时,应当将及时支付中小企 业款项工作情况纳入评估和评价内容。

第二十三条 国务院负责中小企业促进工作综合管理的部门依据国务院批准的中小企业划分标准,建立企业规模类型测试平台,提供中小企业规模类型自测服务。

对中小企业规模类型有争议的,可以向主张为中小企业一方所在地的县级以上地方人民政府负责中小企业促进工作综合管理的部门申请认定。

第二十四条 国家鼓励法律服务机构为与机关、 事业单位和大型企业存在支付纠纷的中小企业 提供法律服务。

新闻媒体应当开展对及时支付中小企业款项相 关法律法规政策的公益宣传,依法加强对机关、 事业单位和大型企业拒绝或者迟延支付中小企 业款项行为的舆论监督。 第18条 苦情の対象となった公的機関、公的事業法 人及び大企業及びその従業員は、いかなる形で苦情 人に対し恐喝、報復してはならない。

第19条 中小企業向け代金の支払を拒絶もしくは 遅延した公的機関、公的事業法人に対し、公務消費、 オフィス用ビル、経費管理等の面で必要な制限措置 を講じなければならない。

第20条 監査機関は法に基づき、公的機関、公的事業法人及び大企業による中小企業向け代金の支払状況に対して監査監督を実施する。

第21条 省レベル以上の人民政府は、監査制度と監督査定制度を構築し、遅滞なく中小企業向け代金支払に対して監督検査を行う。

第22条 国は法に基づき中小企業の発展環境評価 及び経営環境評価を実施する場合、中小企業向け代 金の遅滞ない支払の業務状況を評価の内容に含めな ければならない。

第23条 国務院の中小企業促進業務総合管理を担当する部門は、国務院が承認した中小企業の区分基準に基づき、企業規模類型のチェックプラットホームを構築し、中小企業の規模類型のセルフテストサービスを提供する。

中小企業の規模類型に対して異議がある場合、中小 企業と主張する側の所在地の県レベル以上の地方人 民政府における中小企業促進業務総合管理担当部門 に認定を申請することができる。

第24条 国は、公的機関、公的事業法人及び大企業 との支払紛争が存在する中小企業のために、法律 サービス機構が法律サービスを提供することを奨励 する。

ニュースメディアは、中小企業向け代金の遅滞ない 支払の関連法律法規政策に対する公益宣伝を展開 し、法に基づき公的機関、公的事業法人及び大企業 が中小企業向け代金支払を拒絶するもしくは遅延す る行為に対する世論監督を強化しなければならな い。



第二十五条 机关、事业单位违反本条例,有下列情形之一的,由其上级机关、主管部门责令改正; 拒不改正的,对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分:

- (一)未在规定的期限内支付中小企业货物、工程、服务款项:
- (二)拖延检验、验收;
- (三)强制中小企业接受商业汇票等非现金支付 方式,或者利用商业汇票等非现金支付方式变相 延长付款期限:
- (四)没有法律、行政法规依据或者合同约定, 要求以审计机关的审计结果作为结算依据;
- (五)违法收取保证金,拒绝接受中小企业提供的金融机构保函,或者不及时与中小企业对保证金进行核实、结算;
- (六)以法定代表人或者主要负责人变更,履行内部付款流程,或者在合同未作约定的情况下以等待竣工验收批复、决算审计等为由,拒绝或者迟延支付中小企业款项;
- (七)未按照规定公开逾期尚未支付中小企业款 项信息;
- (八)对投诉人进行恐吓、打击报复。

第二十六条 机关、事业单位有下列情形之一 的,依照法律、行政法规和国家有关规定追究责 任:

- (一)使用财政资金从中小企业采购货物、工程、 服务,未按照批准的预算执行;
- (二)要求施工单位对政府投资项目垫资建设。

- 第25条 公的機関、公的事業法人が本条例に違反し、下記状況に1つでも該当する場合、その上級機関、主管部門より改正を命令する。改正を拒絶する場合、担当の主管人員及びその他の直接責任者に対して法に基づき処分する。
- (1) 規定の期限内に中小企業の商品、工事、サービスの代金を支払っていない場合。
- (2) 検査、検収を遅延する場合。
- (3) 中小企業に商業手形等の現金ではない支払方式を強要し、もしくは商業手形等の現金ではない方式を利用して形を変えて支払期限を延長する場合。
- (4) 法律、行政法規の根拠もしくは契約の約定がなく、監査機関の監査結果を支払の根拠とすることを要求する場合。
- (5) 違法で保証金を取ること、中小企業が提供した 金融機構のギャランティーの受け入れを拒絶し、も しくは中小企業と保証金に対して遅滞なく確認、決 済を実施しない場合。
- (6) 法的代表者もしくは主要責任者の変更、内部支払プロセスの履行、もしくは契約が約定していない状況の竣工検収の承認、決算監査待ち等を理由として中小企業向け代金の支払を拒絶もしくは遅延する場合。
- (7) 規定に基づき中小企業向け代金支払の遅延情報を公開していない場合。
- (8) 苦情者に対し恐喝、報復を行う場合。

第26条 公的機関、公的事業法人が以下のいずれかの状況にある場合、法律、行政法規及び国の関連規定に基づき責任を追及する。

- (1) 財政資金を使用して中小企業から商品、工事、 サービスの提供を受け、承認された予算に基づいて 実施していない場合。
  - (2) 政府投資プロジェクトにおいて、施工会社に対



第二十七条 大型企业违反本条例,未按照规定 在企业年度报告中公示逾期尚未支付中小企业 款项信息或者隐瞒真实情况、弄虚作假的,由市 场监督管理部门依法处理。

国有大型企业没有合同约定或者法律、行政法规 依据,要求以审计机关的审计结果作为结算依据 的,由其主管部门责令改正; 拒不改正的,对直 接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给 予处分。

第二十八条 部分或者全部使用财政资金的团 体组织采购货物、工程、服务支付中小企业款项, 参照本条例对机关、事业单位的有关规定执行。

军队采购货物、工程、服务支付中小企业款项, 按照军队的有关规定执行。

第二十九条 本条例自 2020 年 9 月 1 日起施行。

して立替建設を要求する場合。

第27条 大企業は、本条例に違反し、規定に基づく 企業年度報告において中小企業向け代金支払の遅延 情報を公開していない、もしくは真実の情報を隠ぺ いする、欺瞞の行為を働く場合、市場監督管理部門 より法に基づき処理する。

国有大企業は、契約の約定もしくは法律、行政規定 に依拠せず、支払の根拠に監査機関の監査結果を要 求する場合、その主管部門より改正を命令する。改 正を拒絶する場合、直接担当の主管人員及びその他 の直接担当人員に対して法に基づき処分する。

第28条 一部もしくは全額が財政補助を受けた商品、工事、サービスの提供を受ける団体組織が中小企業に代金を支払う場合、本条例の機関、事業法人に対する関連規定を参照して執行する。

軍隊が商品、工事、サービスの提供を受け、中小企業に代金を支払う場合、軍隊の関連規定を参照して執行する。

第29条 本条例は2020年9月1日より施行する。

【日本語参考訳:MUFG バンク(中国)有限公司 リサーチ&アドバイザリー部】



#### MUFG Bank(China)実務・制度ニュースレター

2020年8月4日第250期

- ☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク (中国) 有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本 資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。
- ☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。
- ☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証 致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全 て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を 負いません。
- ☞ 本資料に含まれる情報は、MUFGバンク(中国)有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したものになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。
- ☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、 必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。
- ⇒ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再公布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再公布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。
- 愛 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

MUFG バンク (中国) 有限公司 リサーチ&アドバイザリー部 中国ビジネスソリューション室

(商 号) MUFG バンク (中国) 有限公司

(住 所) 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 22 楼

(登録番号) 中国銀行業監督管理委員会上海監管局 B0288H231000001

